

京都市告示第 459 号

平成28年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成28年12月20日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	小田切積善堂薬局	京都市下京区綾小路通麩屋町西入塩屋町76	取扱中止により削除
2	西村商店	京都市西京区嵐山朝月町3-6	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)